

## 「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」等の一部改正について

○国債店頭取引清算業務における GMRA 契約に基づくレポ取引の清算対象明確化に伴う「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」の一部改正

### I. 改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、グローバルに取引が行われているレポ取引の形態である GMRA が清算対象取引に含まれることを明確化するため、「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」について別紙のとおり、所要の改正を行う。

### II. 改正概要

- ・ 銘柄先決め現先取引について、GMRA 契約に基づく取引が含まれることを明確化する。

(備 考)

- ・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書第2条第1項第103号、第106号の2

### III. 施行日

2026年6月8日から施行する。ただし、当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2026年6月8日以後の当社が定める日から施行する。

○国債店頭取引清算業務における顧客ポジションの移管制度の導入に伴う「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」等の一部改正

I. 改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、他社清算参加者の未決済ポジションのうち、顧客分に係るもの（以下「顧客ポジション」という。）を他の他社清算参加者に移管する顧客ポジションの移管制度を導入するため、「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」等について別紙のとおり、所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 顧客ポジションの移管制度

(1) 本制度の概要

- ・他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、移管元である他社清算参加者（以下「移管元清算参加者」という。）の顧客ポジションを、ネットイング口座ごとに、移管先となる他の他社清算参加者（以下「移管先清算参加者」という。）に移管させることができる。当該移管は他社清算参加者の破綻認定時及び破綻の生じていないとき（通常時）の両方において行うことができる。
- ・本制度を利用しようとする顧客は、移管先として指定することができるネットイング口座を、国債店頭取引他社清算参加者を通じて、あらかじめ当社に届け出なければならない。

(2) 破綻時の移管の申込み及び成立等

- ・他社清算参加者が破綻認定された場合において、当該他社清算参加者に清算取次ぎを委託している顧客が、自身のポジションを他の他社清算参加者に移管させようとするときは、事前に移管先清算参加者に移管の承諾を得たうえ、移管先清算参加者を通じて、破綻認定日の正午までに、当社に対して移管の申込みを行うものとする。
- ・当社は、移管の申込みの内容その他当社が定める事項が適当と認めた場合には、破綻認定日の午後2時までに当該申込みを承諾する。
- ・当社により移管の申込みが承諾された場合には、破綻認定日の午後5時以降の当社が定める時点において、当該顧客ポジションについて、移管先清算参加者への移管を行うものとし、その時点をもって当該移管が成立するものとする。
- ・破綻清算参加者について一括清算事由に該当した場合においても、当該破綻清算参加者の顧客に係る移管の申込みが行われたときは、移管の成立又は不成立が確定するまでの間は、当該破綻清算参加者に係る一括清算は行わないものとする

(備 考)

- ・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第39条の3第1項、第2項、第81条第1項、第2項
- ・ 業務方法書第39条の3第3項、第81条第3項
- ・ 業務方法書第81条第4項、第5項
- ・ 業務方法書第81条の2第1項
- ・ 業務方法書第81条の2第2項
- ・ 業務方法書第79条第8項

る。

(3) 通常時の移管の申込み及び成立

- ・他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、自身のポジションを他の他社清算参加者に移管させようとするときは、事前に移管先清算参加者に移管の承諾を得るとともに、移管元清算参加者に移管の旨を通知するものとする。
- ・移管先清算参加者は、当該顧客からの移管の申込みを承諾する場合には、移管成立希望日の正午までに、当社に対して、移管の申込みを行うものとする。
- ・当社は、移管の申込みの内容その他当社が定める事項が適当と認めた場合には、移管成立希望日の午後2時までに当該申込みを承諾する。
- ・当社により移管の申込みが承諾された場合には、移管成立希望日の午後5時以降の当社が定める時点において、移管先清算参加者への移管を行うものとし、その時点をもって当該移管が成立するものとする。

(4) 移管成立時の顧客分の清算預託金の所要額及び預託額等

- ・移管した顧客ポジションに係る移管成立時の当初証拠金所要額及び清算基金所要額は、移管元口座において移管成立時点から直近に算出された所要額を適用する。
- ・移管した顧客ポジションに係る清算預託金等について、移管元清算参加者を代理人として当社に預託されていたものは、移管先清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなす。

(5) 清算手数料の取扱い

- ・顧客ポジションの移管制度に係る各種清算手数料の取扱いについては、移管元口座及び移管先口座の区分に応じて、当社が定めるところによる。

・ 業務方法書第39条の3第4項、第6項

・ 業務方法書第39条の3第5項

・ 業務方法書第39条の4第1項

・ 業務方法書第39条の4第2項

・ 国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第2条第4項

・ 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則第2条第4項

・ 業務方法書第39条の4第3項、第81条の2第3項

・ 国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第3条第3項、第3条の2第3項、第6条第5項、第7条第3項、第7条の2第1項、第2項、第8条、別表1注5、別表2注4

2. 破綻認定事由の明確化

- ・「破綻等」の事由として、清算参加者が支払不能のおそれがある場合が対象となることを明確化する。

3. その他

- ・その他、所要の改正を行う。

・ 業務方法書第2条第1項第90号

Ⅲ. 施行日

2026年6月8日から施行する。ただし、当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2026年6月8日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

非居住者取引の清算利用実現に向けた他社清算制度等の整備に係る  
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(GMRA明確化)	(ページ)
1. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	1
(顧客ポジション移管制度の導入)	(ページ)
1. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	7
3. 国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	8
4. 国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	11
5. 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	13
6. 国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表	14

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(102) (略)</p> <p>(103) 「銘柄先決め現先取引」とは、国債証券の買戻又は売戻条件付売買のうち売買の対象となる国債証券を銘柄により特定して行うもの（<u>GMR A契約に基づくものを含む。</u>）をいう。</p> <p>(104)～(106) (略)</p> <p>(106)の2 「GMR A契約」とは、<u>The International Capital Market Association (国際資本市場協会) 及び Securities Industry and Financial Markets Association (米国証券業金融市場協会) が公表する Global Master Repurchase Agreement に基づく契約をいう。</u></p> <p>(107)～(110) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>	<p>(定義) 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(102) (略)</p> <p>(103) 「銘柄先決め現先取引」とは、国債証券の買戻又は売戻条件付売買のうち売買の対象となる国債証券を銘柄により特定して行うものをいう。</p> <p>(104)～(106) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(107)～(110) (略)</p>

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 「移管」とは、第39条の3第1項又は第81条第1項の規定により、移管元清算参加者と当社との間の顧客ポジションに係る債権債務を将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算参加者と当社との間に、当該債権債務と同一内容の債権債務を新たに成立させ、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。</u></p> <p><u>(1)の2 「移管先清算参加者」とは、移管により当社との間で当該顧客ポジションに係る債権債務を負担する清算参加者をいう。</u></p> <p><u>(1)の3 「移管先口座」とは、移管を行う際に、移管先として指定されるネットイング口座をいう。</u></p> <p><u>(1)の4 「移管元清算参加者」とは、移管の対象となる当該顧客ポジションに係る債権債務の当事者である清算参加者をいう。</u></p> <p><u>(1)の5 「移管元口座」とは、移管を行う際に、移管元として指定されるネットイング口座をいう。</u></p> <p><u>(1)の6 (略)</u> <u>(2)～(26) (略)</u></p> <p><u>(26)の2 「顧客ポジション」とは、国債店頭取引他社清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく未決済の債権債務のうち、当該国債店頭取引他社清算参加者が有価証券等清算取次ぎにより受託した顧客に係るものをいう。</u></p> <p><u>(26)の3 (略)</u> <u>(27)～(89) (略)</u></p> <p><u>(90) 「破綻等」とは、第78条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに掲げる事由又は当社が清算参加者について支払不能のおそれがあると認めた場合を</u></p>	<p>(定義) 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略) (2)～(26) (略) (新設)</p> <p>(26)の2 (略) (27)～(89) (略)</p> <p>(90) 「破綻等」とは、第78条第1項又は第2項各号のいずれかに掲げる事由をいう。</p> <p>(91)～(110) (略)</p>

いう。

(91) ~ (110) (略)

(顧客ポジションの移管の申込み)

第39条の3 国債店頭取引他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、当社が定めるところにより、当該顧客に係る顧客ポジションを他の国債店頭取引他社清算参加者に移管することができる。

(新設)

2 前項に規定する移管は、ネットイング口座ごとに行うものとする。

3 顧客は、第1項に規定する移管を行う場合には、当社が定めるところにより、移管先として指定することができるネットイング口座を、国債店頭取引他社清算参加者を通じて、あらかじめ当社に届け出なければならない。

4 顧客は、第1項に規定する移管を行う場合には、移管先清算参加者に対して当該移管の申込みをし、承諾を得るものとする。

5 移管先清算参加者は、前項に規定する移管の申込みを承諾する場合には、当社が定めるところにより、当該移管を希望する日の正午までに、当社に対して当該移管の申込みを行うものとする。

6 第4項に規定する承諾を得た場合には、顧客は、移管元清算参加者に対して当該移管を行おうとする旨を通知するものとする。

(顧客ポジションの移管の成立)

第39条の4 当社は、前条第5項に規定する移管の申込みを受領し、当該申込みの内容その他当社が定める事項が適当と認めた場合には、当該移管を希望する日の午後2時までに、当該申込みを承諾するものとする。

(新設)

2 当社が前項に規定する承諾を行った場合には、当該移管を希望する日の午後5時以降の当社が定める時点において、当該顧客ポジションについて、移管先清算参加者への移管を行うものとし、その時点をもって当該移管が成立するものとする。

3 前項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該顧客ポジションに係る次の各号に掲げる金銭及び代用国債証券のうち、移管元清算参加者を代理人として当社に預託されていたものについては、移管先清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなす。

(1) 当初証拠金

(2) 国債店頭取引清算基金

(3) 変動証拠金

(4) 破綻時証拠金

(5) 特別清算料担保金

4 第2項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該移管に係る移管元口座は、当該移管が成立した日に廃止されるものとする。

5 第2項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該移管に係る移管先口座は、当該移管が成立した日に開設されるものとする。

(破綻清算参加者のポジションの一括清算)

第79条 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、当社が国債店頭取引他社清算参加者について破綻等を認定した場合において、第81条第1項に規定する移管の申込みが行われたときは、当該移管の成立又は不成立が確定するまでの間は、第1項に規定する純合計額の算定及び一の債務の成立を行わないものとする。

(国債店頭取引他社清算参加者破綻時における顧客ポジションの移管の申込み)

第81条 当社が国債店頭取引他社清算参加者について破綻等を認定した場合において、当該国債店頭取引他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、当社が定めるところにより、当該顧客に係る顧客ポジションを他の国債店頭取引他社清算参加者(当社が本業務方法書で定める国債店頭取引他社清算参加者のうち、第78条に規定する期限の利益の喪失の事由が発生していない者に限る。以下本条及び次条において同じ。)に移管することができる。

2 前項に規定する移管は、ネットイング口座ごとに行うものとする。

3 顧客は、第1項に規定する移管を行う場合には、当社が定めるところにより、移管先として指定することができるネットイング口座を、国債店頭取引他社清算参加者を通じて、あらかじめ当社に届け出なければならない。

4 顧客は、第1項に規定する移管を行う場合には、移管先清算参加者に対して当該移管の申込みをし、承諾を得るものとする。

5 前項に規定する承諾を得た場合には、顧客

(破綻清算参加者のポジションの一括清算)

第79条 (略)

2～7 (略)

(新設)

第81条 削除

は、当該破綻認定日の正午までに、移管先清算参加者を通じて、当社が定めるところにより、当社に対して移管の申込みを行うものとする。

(国債店頭取引他社清算参加者破綻時における顧客ポジションの移管の成立)

第81条の2 当社は、前条第5項に規定する移管の申込みを受領し、当該申込みの内容その他当社が定める事項が適当と認めた場合には、当該破綻認定日の午後2時までに、当該申込みを承諾するものとする。

(新設)

2 当社が前項に規定する承諾を行った場合には、当該破綻認定日の午後5時以降の当社が定める時点において、当該顧客ポジションについて、移管先清算参加者への移管を行うものとし、その時点をもって当該移管が成立するものとする。

3 前項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該顧客ポジションに係る次の各号に掲げる金銭及び代用国債証券のうち、移管元清算参加者を代理人として当社に預託されていたものについては、移管先清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなす。

(1) 当初証拠金

(2) 国債店頭取引清算基金

(3) 変動証拠金

(4) 破綻時証拠金

(5) 特別清算料担保金

4 第2項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該移管に係る移管元口座は、当該移管が成立した日に廃止されるものとする。

5 第2項の規定により顧客ポジションの移管が成立した場合には、当該移管に係る移管先口座は、当該移管が成立した日に開設されるものとする。

6 移管が成立した顧客ポジションについて、破綻認定から移管成立までの間に第74条の規定により当社が資金調達を行った場合には、当社が当該資金調達に要した費用相当額は、第79条第1項の算定の対象外として、移管先清算参加者が当社に支払うものとする。

## 付 則

1 この改正規定は、令和8年6月8日から施

行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 業務方法書第4条第2項に規定する当社が定めるものは、次の各号に掲げる取引ごとに、当該各号に定める事項に適合する取引とする。</p> <p>(1) 国債証券の売買等</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象国債証券の数量が額面5万円(物価連動国債(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債をいう。以下同じ。)にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 対象国債証券の数量が額面5万円(物価連動国債にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3) 銘柄先決め現先取引等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象国債証券の数量が額面5万円(物価連動国債にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>e～i (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 業務方法書第4条第2項に規定する当社が定めるものは、次の各号に掲げる取引ごとに、当該各号に定める事項に適合する取引とする。</p> <p>(1) 国債証券の売買等</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債及び物価連動国債(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債をいう。以下同じ。)にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債及び物価連動国債にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3) 銘柄先決め現先取引等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債及び物価連動国債にあっては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>e～i (略)</p> <p>(4) (略)</p>



管先口座に係る金額は当該移管が成立した日の翌営業日以降を計算対象期間とする。

(担保管理事務手数料)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する担保管理事務手数料の算出において、業務方法書第39条の3第1項又は第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管元口座に係る金額は当該移管が成立した日までを計算対象期間とし、移管先口座に係る金額は当該移管が成立した日の翌営業日以降を計算対象期間とする。

(顧客移管手数料)

第7条の2 業務方法書第39条の3第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、移管先清算参加者は、顧客移管手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する顧客移管手数料は、顧客ポジションの移管が行われた件数に1万円を乗じて得た金額とする。

(委託分に係る取扱い)

第8条 国債店頭取引他社清算参加者及び信託口を有する清算参加者については、第2条の規定にかかわらず、有価証券等清算取次ぎに係るネットティング口座（当社が定めるところにより当該国債店頭取引他社清算参加者と同一の企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。）に属す顧客に係るものを除く。）及び信託口であるネットティング口座（以下「委託分に係るネットティング口座という。」）に係る同条に規定する手数料の合計額は月額200万円を上限とし、第3条から第6条まで及び第7条の2の規定にかかわらず、委託分に係るネットティング口座に係る当該各条に規定する手数料の合計額は、月額500万円を上限とする。

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得

(担保管理事務手数料)

第7条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(委託分に係る取扱い)

第8条 国債店頭取引他社清算参加者及び信託口を有する清算参加者については、第2条の規定にかかわらず、有価証券等清算取次ぎに係るネットティング口座（当社が定めるところにより当該国債店頭取引他社清算参加者と同一の企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。）に属す顧客に係るものを除く。）及び信託口であるネットティング口座（以下「委託分に係るネットティング口座という。」）に係る同条に規定する手数料の合計額は月額200万円を上限とし、第3条から第6条までの規定にかかわらず、委託分に係るネットティング口座に係る当該各条に規定する手数料の合計額は、月額500万円を上限とする。

2 (略)

ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

(別表1) 残高管理手数料の額の計算に関する表

1・2 (略)

注1～4 (略)

注5 第1項に定める計算日ごとの対象金額の算出において、業務方法書第39条の3第1項又は第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管元口座に係る金額は当該移管が成立した日の前営業日までを計算対象期間とし、移管先口座に係る金額は当該移管が成立した日以降を計算対象期間とする。

(別表2) 期日管理手数料の額の計算に関する表

1 (略)

注1～3 (略)

注4 日々の期日管理手数料の金額の算出において、業務方法書第39条の3第1項又は第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管元口座に係る金額は当該移管が成立した日の前営業日までを計算対象期間とし、移管先口座に係る金額は当該移管が成立した日以降を計算対象期間とする。

(別表1) 残高管理手数料の額の計算に関する表

1・2 (略)

注1～4 (略)

(新設)

(別表2) 期日管理手数料の額の計算に関する表

1 (略)

注1～3 (略)

(新設)

国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当初証拠金所要額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する当初証拠金所要額の算出は、当該算出を行う日（以下「計算日」という。）の午前7時、午前11時及び午後2時に行うものとする。この場合において、午前7時に算出された当初証拠金所要額を「一回目算出証拠金所要額」と、午前11時に算出された当初証拠金所要額を「二回目算出証拠金所要額」と、午後2時に算出された当初証拠金所要額を「三回目算出証拠金所要額」という（以下この条において同じ。）。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、業務方法書第39条の3第1項又は同第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管先口座について、当該移管が成立した日の当初証拠金所要額は、移管元口座において直前に算出された三回目算出証拠金所要額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p> <p>(別表) 当初証拠金所要額の算出に関する表</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 業務方法書第39条の3第1項又は第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションに係る移管先口座について、当該移管が成立した日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から遡って120日間（休業日を除く。）の各日における次の各号に掲げる額は、当該顧客ポジションに係る移管元</u></p>	<p>(当初証拠金所要額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する当初証拠金所要額の算出は、当該算出を行う日（以下「計算日」という。）の午前7時、午前11時及び午後2時に行うものとする。この場合において、午前7時に算出された当初証拠金所要額を「一回目算出証拠金所要額」と、午前11時に算出された当初証拠金所要額を「二回目算出証拠金所要額」と、午後2時に算出された当初証拠金所要額を「三回目算出証拠金所要額」という。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(別表) 当初証拠金所要額の算出に関する表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

口座における各号に掲げる額を用いるものとする。

(1) 第1項第1号c(a)イ及びロに規定する額

(2) 国債の再構築コストに係る平均POMA計算用POMA

(3) レポレート変動リスクに係る平均POMA計算用POMA

(4) 平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額

国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国債店頭取引清算基金所要額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、業務方法書第39条の3第1項又は第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管先口座について、当該移管が成立した日の清算基金所要額は、移管元口座において直前に算出された清算基金所要額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>	<p>(国債店頭取引清算基金所要額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(破綻時証拠金所要額)</p> <p>第33条 業務方法書第83条の9の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各日(休業日を除く。以下この条において同じ。)において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa及びbに掲げる日の区分に応じ、当該a及びbに定めるところにより破綻時証拠金所要額の算出の基礎となる額(以下「破綻時証拠金所要額算出基礎額」という。)を算出する。</p> <p>a 破綻処理単位期間の開始日 当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額が破綻処理単位期間の開始日以前で直前に算出した国債店頭取引清算基金所要額を下回る場合には、当該国債店頭取引清算基金所要額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額が破綻処理単位期間の開始日以前で直前に算出した国債店頭取引清算基金所要額を下回らない場合には、当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>第2号の規定にかかわらず、破綻処理単位期間中に他の国債店頭取引他社清算参加者について破綻等が認定され、業務方法書第81条第1項に規定する顧客ポジションの移管が行われた場合には、当該顧客ポジションの移管先口座における当該破綻認定日の翌日の破綻時証拠金所要額算出基礎額は、当該破綻認定日の前日の破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。</u></p>	<p>(破綻時証拠金所要額)</p> <p>第33条 業務方法書第83条の9の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各日(休業日を除く。以下この条において同じ。)において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa及びbに掲げる日の区分に応じ、当該a及びbに定めるところにより破綻時証拠金所要額の算出の基礎となる額(以下「破綻時証拠金所要額算出基礎額」という。)を算出する。</p> <p>a 破綻処理単位期間の開始日 当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額がその前日における国債店頭取引清算基金所要額を下回る場合には、前日における国債店頭取引清算基金所要額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額が前日における国債店頭取引清算基金所要額を下回らない場合には、当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、令和8年6月8日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得</p>	

ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年6月8日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。